

1 1月6日付け再質問に対する回答書

1. 動物取扱い責任者の常駐配置について

質問にある「動物取扱い責任者を常駐配置し、法を遵守すべき社会的、道義的責任がある」とは考えていない。

法で定められた動物取扱い責任者を常駐配置しなくとも問題はない。

動愛法による取扱い責任者が必要になれば配置はする。前回と同様の回答である。大阪本部にては動愛法に基づく「保管」業務をしている為、動物取扱い責任者を常駐配置しています。また、法律の範囲にて必要の無い動物取扱い責任者の資格を取らなければならないのかをご説明願いたい。

2. 治療設備と獣医師の常駐について

前回同様の回答で、治療設備と獣医師の常駐は無い。

治療を要する事態が発生したならば、応急措置を施し、状況によっては動物病院に搬送し適切な治療をします。

3. 事業計画について

運営の「予算書」「内訳明細書」や施設建設費の執行状況および内訳明細の提示について。

運営計画についての概算見積書は提示済みです。

それ以上の提示は必要ありません。建設工事の執行状況や内訳明細等は何の目的で必要であるのかをご説明願いたい。

4. 動物愛護団体としての組織の透明性について

求められている総会議事録、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、試算表等の提示は必要ないし、公開義務も無い。また求められる権利義務も無い。役員報酬の提示も必要なし。また、役員はすべて無報酬である。

動物愛護管理法に基づいて滋賀県に対して、動物取扱い団体として「登録」するようにとの申し入れ質問だが、そういう規定は無い。規定があればする。

「特定非営利法人」の申請、登録の申し入れ質問は、前回に回答したが、時期がくればするつもりでいます。現在の活動において優先するのは、現場にて死を待つだけの犬たちを救うことを最優先しているのです。

5. 破綻の件について、単に私の願望だけと言っていますが、誰しも破綻を前提で活動などしませんし、これはどの事業であっても同じことです。

行政以外は、大手企業であっても小さな商店であってもあり得る事です。
何の根拠、保証も無いというのは、理解は出来ます。

また、2件の訴訟事について、1件は11月12日に結審で結果が出ます。これは当団体が犬を返せという裁判です。

もう1件は、寄付金返還訴訟ですが、別紙明細を添付しますが、これら別紙を見られれば、如何に嫌がらせの裁判であるかが判ると思います。

募金箱に入れた金員を返せ。とか、缶コーヒーをボランティアにあげたのを返せ。とかの部類です。訴訟を起こされたら受けなければ欠席裁判になるから、敢えて受けたものです。

以上、回答いたします。

出来るだけの対話をしていきたいと考えますが、4回目の対話集会の稚拙な質問等には応じられませんのでご了承ください。

事前に回答書を提出しており、消毒液についてはメーカーの安全データシートを提出しておりますので、科学的根拠に基づくデータを元にであれば、ご質問くだされば、お答えいたします。感情論のご質問はお受けできません。

平成19年11月7日

動物愛護団体「アーク・

代表 林 俊彦

